|  |
| --- |
| **５０４５．リアルタイム口座引落とし依頼** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＲＯＷ | リアルタイム口座引落とし依頼 |

１．業務概要

リアルタイム口座により納付を行う旨の登録があるにもかかわらず、口座残高不足等の理由により、許可が保留されている以下の手続き（以下、輸入申告等という。）、特例申告および特例申告期限内訂正（以下、特例申告という。）、または保留されている修正申告（特例修正申告を含む。）または保留されている石油石炭税納税申告について、リアルタイム口座の再引落とし依頼を行う。

①輸入申告

②蔵出輸入申告

③移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）」業務による申告を含む。）

④総保出輸入申告（ＭＷＣ業務による申告を含む。）

⑤輸入申告（沖縄特免制度）

また、リアルタイム口座の即時引落としを行わない旨（納付方法識別が「Ｅ」「Ｓ」「Ｆ」「Ｔ」のいずれか）が登録され、引落とし指示待ちとなっている輸入申告、特例申告、または修正申告、または石油石炭税納税申告について、リアルタイム口座の引落とし依頼を行う。

なお、本業務で引落とし対象となるのは、即納科目のみであるため留意する。納期限延長科目は自動引き落とし、または「納期限延長納付方法等変更（口座）（ＫＺＨ）」業務にて引落とし依頼を行う。

許可（輸入許可（沖縄特免制度）の場合を除く。）をともなう引落とし依頼の場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

２．入力者

税関、通関業、輸出入者

３．制限事項

延滞税額は１１桁以下であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が税関以外の場合で、輸入申告等の場合は、輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢ（以下、「輸入申告ＤＢ等」という。）に登録されている申告者と同一であること。

③入力者が税関以外の場合で、特例申告、修正申告または石油石炭税納税申告の場合は、資金ＤＢに登録されている申告者と同一であること。

②入力者が通関業の場合は、輸入申告等、特例申告、修正申告または石油石炭税納税申告を行った利用者と同一であること。

③入力者が輸出入者の場合は、石油石炭税納税申告を行った利用者と同一であること。

④入力者が税関の場合~~で~~は、入力者の所属税関官署と当該輸入申告等、特例申告、または修正申告または石油石炭税納税申告のあて先税関官署が同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）輸入申告ＤＢ等チェック

入力された申告等番号について、輸入申告ＤＢ等輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢ（以下、「輸入申告ＤＢ等」という。）における以下のチェックを行う。ただし、特例申告の場合はチェックを行わない。

（Ａ）審査終了がされていること。

（Ｂ）リアルタイム口座により納付を行う旨の登録がされていること。

（Ｃ）口座残高不足、リアルタイム口座引落とし未済または口座引落とし指示待ちの旨が登録されていること。

（Ｄ）以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

（Ｅ）削除対象となっていないこと。

（４）資金ＤＢチェック

入力された申告等番号について、特例申告、修正申告または石油石炭税納税申告である旨が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）リアルタイム口座により納付を行う旨の登録がされていること。

（Ｂ）口座不足により保留中または口座引落とし指示待ちとなっていること。

（Ｃ）無効となっていないこと。

（５）時間外執務要請届ＤＢチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

ただし、輸入申告（沖縄特免制度）または特例申告の場合は、チェックを行わない。

（Ａ）修正申告でないこと。

（Ｂ）当該申告者分の時間外執務要請届ＤＢ（届出種別「Ａ：通関」または「Ｅ：通関（２４時間提出可能）」）が存在すること。

（Ｃ）本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

（Ｄ）石油石炭税納税申告でないこと。

（６）貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

①輸入申告ＤＢに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

ただし、海上において、輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、チェックを行う。

②輸入申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合

③輸入申告（沖縄特免制度）の場合（海上のみ）

④輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「ＩＢＰ」という。）の場合

⑤ＭＷＣ業務による輸入申告等の場合

⑥修正申告の場合

⑦特例申告の場合

⑧石油石炭税納税申告の場合

（Ａ）貨物情報ＤＢチェック（海上のみ）

輸入申告ＤＢに登録されているＢ／Ｌ番号について、以下のチェックを行う。

なお、一括申告された場合は、Ｂ／Ｌ番号の仕分けの子でチェックを行う。

（ａ）Ｂ／Ｌ番号が貨物情報ＤＢに存在すること。

（ｂ）輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。

ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。

なお、複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。

①輸入申告ＤＢに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が１つ以上あること。

②すべての貨物が蔵置税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。

（ｃ）バースにおける輸入申告の場合は、リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。

（ｄ）仕分けの親となっていないこと。

（ｅ）訂正保留中となっていないこと。

（ｆ）輸入申告ＤＢに登録されている以下の貨物情報と貨物情報ＤＢに登録されている内容が同一であること。

①貨物個数

②積載船舶コード

③船卸港コード

なお、一括申告する場合の貨物個数についてはＢ／Ｌ番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。

また、複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。

（ｇ）コンテナ本数について、輸入申告ＤＢに登録されている内容が貨物情報ＤＢに登録されている内容と同一であること。

なお、一括申告する場合のコンテナ本数についてはＢ／Ｌ番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。

また、複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。

（ｈ）税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。

（ｉ）以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「亡失届受理」

「滅却承認」

「現場収容」

「税関内収容」

「その他の搬出承認」

（ｊ）貨物手作業移行されていないこと。

（ｋ）他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。

①貨物情報ＤＢに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。

②貨物情報ＤＢと輸入申告ＤＢに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。

③本業務が行われた日が他所蔵置の許可期間内であること。

（ｌ）輸入申告ＤＢに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①一括申告等識別に「Ｃ」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。

②一括申告等識別に「Ｍ」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。

③一括申告等識別に「Ｌ」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。

（ｍ）複数のＢ／Ｌ番号が輸入申告ＤＢに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。

①輸入申告ＤＢに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。

②輸入申告ＤＢに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。

（Ｂ）輸入貨物情報ＤＢチェック（航空のみ）

輸入申告ＤＢに登録されているＡＷＢ番号に対して以下のチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報ＤＢに登録されている場合のみ行う。

（ａ）ＡＷＢ番号が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

（ｂ）ＵＬＤでないこと。

（ｃ）ＭＡＷＢでないこと。

（ｄ）仕分中となっていないこと。

（ｅ）一般仮陸揚貨物でないこと。

（ｆ）仮・仮貨物でないこと。

（ｇ）国外向け機移し貨物でないこと。

（ｈ）他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。

（ｉ）システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。

（ｊ）ＨＡＷＢの場合は、輸入申告ＤＢに登録されているＭＡＷＢ番号と輸入貨物情報ＤＢのＭＡＷＢ番号が同一であること。

（ｋ）ＡＷＢの場合は、輸入申告ＤＢにＭＡＷＢ番号の登録がされていないこと。

（ｌ）輸入申告等がされていないこと。

（ｍ）輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。

（ｎ）機用品蔵入等承認申請がされていないこと。

（ｏ）以下の登録がされていないこと。

①「外貨機用品積込承認（個別）」

②「外貨船用品積込承認」

③「廃棄届受理」

④「滅却承認」

⑤「亡失届受理」

⑥「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）

⑦「税関内収容」

⑧「現場収容」

⑨「登録情報削除容認」

⑩「手作業移行」

（ｐ）積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。

（ｑ）仕分け親でないこと。

（ｒ）通関予定蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。

（ｓ）システム外の保税蔵置場への保税運送申告がされていないこと。

（ｔ）貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（ｕ）突合されていること。

なお、本業務において、突合とは、以下の条件を満足した状態のことをいう。

①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。

ただし、ＨＡＷＢの場合で、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務を不要として登録されている場合は除く。

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。

（ｖ）ＨＡＷＢの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。

（ｗ）訂正保留中でないこと。

（ｘ）輸入申告ＤＢに登録されている以下の内容と輸入貨物情報ＤＢに登録されている内容が同一であること。

①貨物個数

②貨物重量（グロス）

（ｙ）輸入貨物情報ＤＢに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。

①積載船（機）名

②入港年月日

③船（取）卸港コード

（ｚ）他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。

①輸入貨物情報ＤＢに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。

②輸入貨物情報ＤＢと輸入申告ＤＢに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。

③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

（aa）到着即時輸入申告扱いの場合は、スプリット貨物でないこと。

（７）適用法令チェック

以下の条件をすべて満たす場合は、以下のチェックを行う。

①蔵出輸入申告、移出輸入申告（ＭＷＣ業務による申告を含む。）、総保出輸入申告（ＭＷＣ業務による申告を含む。）または輸入申告（沖縄特免制度）である。

②ＢＰ承認がなされていない。

③審査終了日と本業務が行われた日が異なる。

④即納分の税科目がすべて完納となる。

（Ａ）輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告ＤＢまたは移出輸入申告ＤＢに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告ＤＢ及び輸入包括審査品目条件ＤＢに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告ＤＢ及び輸入包括審査品目条件ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括評価申告ＤＢ及び輸入包括審査品目条件ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｂ）輸入包括審査関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせについて、以下のチェックを行う。

①包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせが輸入包括審査ＤＢに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括審査ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｃ）原産地関連チェック

輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

ただし、輸入申告（沖縄特免制度）の場合で、原産地コードに「ＪＰ」が登録されている場合は、チェックを行わない。

①原産地コードがシステムに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

（Ｄ）特恵例外関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特恵例外ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵停止期間内でないこと。

（Ｅ）輸入品目関連チェック

輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

①品目コードが輸入品目ＤＢに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入品目ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入品目ＤＢに登録されている有効期限内であること。

④特恵税率が適用されている品目である場合は、本業務が行われた日が輸入品目ＤＢに登録されている特恵適用期間内であること。

（Ｆ）特恵管理関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コードに係る特恵項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特恵管理ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵適用期間内であること。

（Ｇ）関税減免税関連チェック

輸入申告ＤＢまたは移出輸入申告ＤＢに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①関税減免税コードが輸入関税減免税コードＤＢに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｈ）内国消費税等種別関連チェック

輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別ＤＢに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｉ）内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告ＤＢまたは移出輸入申告ＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードＤＢに存在すること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードＤＢの登録内容に変更がないこと。

（Ｊ）特別緊急関税対象品目チェック

輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コードがＳＳＧ対象品目ＤＢに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。＊１

（＊１）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、ＥＰＡに基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（Ｋ）ＬＤＣ特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがＬＤＣ特恵除外ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

（Ｌ）ＥＰＡ関連チェック

適用された関税率がＥＰＡに基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

①輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、ＥＰＡの適用可能とＥＰＡ税率管理ＤＢに登録されていること。

②審査終了日から本業務が行われた日までの間にＥＰＡ税率管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③審査終了日から本業務が行われた日までの間にＥＰＡ／ＦＴＡ国管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

④輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、ＥＰＡ適用期間内であること。

（Ｍ）運賃特例及び保険明細不明関連チェック

輸入申告ＤＢに登録されている運賃区分コードが運賃特例に係るコードである場合または保険区分コードが保険明細不明に係るコードである場合は、以下のチェックを行う。

なお、輸入申告（沖縄特免制度）の場合は、チェックを行わない。

①輸入申告ＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、審査終了日から本業務が行われた日までの間に、運賃特例自動計算適用管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

②輸入申告ＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、審査終了日から本業務が行われた日までの間に、保険料自動計算適用管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

（８）口座関連チェック

輸入申告ＤＢ等または資金ＤＢに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①口座番号が口座ＤＢに存在すること。

②通関業者口座の場合は、入力者または申告者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

③輸入者口座の場合は、輸入者、または輸入取引者または税関事務管理人が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（９）ライセンス関連チェック

輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に外為法電子ライセンスに対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

①電子ライセンス番号が、ライセンスＤＢに存在すること。

②電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）延滞税額算出処理

ＩＢＰの場合、または特例申告、修正申告または石油石炭税納税申告の場合は、延滞税額算出処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「延滞税額算出処理」を参照。

（３）リアルタイム口座処理

①納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告ＤＢ等または資金ＤＢの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をＭＰＮ納付ＤＢに登録する。

②リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告ＤＢ等および資金ＤＢに登録する。

③リアルタイム口座引落とし指示待ちの旨を輸入申告ＤＢまたは資金ＤＢから取り消す。

④口座残高不足の旨を資金ＤＢに登録する。

⑤口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Ｗｅｂサーバ向けに送信する。

（４）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合に、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①リアルタイム口座処理が行われた場合（入力者が税関の場合を除く。）

②口座に対応する銀行支店情報がシステムに登録されていない場合

③リアルタイム口座が一時的に使用できない場合

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |